



最低賃金をめぐる動向等

◆「最低賃金」制度の概要

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が定めるもので、使用者は、労働者にその金額以上の賃金を支払わなければなりません。都道府県別に最低賃金が定められ、この地域別最低賃金以上の賃金を支払わない場合、罰則が科せられます。なお、最低賃金制度には例外があり、「最低賃金の減額の特例許可制度」において、身体や精神の障害によって一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの特定の労働者について、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることにより個別に最低賃金の減額の特例が認められます。また、例えばシルバーワーカー(シルバー人材センターなど)との契約は、請負・委任契約に当たるため、最低賃金法ほか労働関係の法律は適用されません。

◆なお昨今の賃金事情と乖離

2024年度の最低賃金について、厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月25日、目安額を全国平均で時給1,054円とする答申を行いました。引上額は50円となり、1,000円の大台に乗った2023年度の額を超え、4年連続で過去最大となりました。

この答申を参考として、各地方最低賃金審査会で調査審議のうえ、答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されます。例えば、東京都の最低賃金については、8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対し時給1,163円に改正することが適当であるとの答申を行いました。例年、10月上旬～中旬に各都道府県の地域別最低賃金が発効します。

なお、このように最低賃金は引き上げられますが、すでに社会的な人手不足等により、各業界におけるパートタイム労働者等の時給は上昇しているのが現状です。例えば、厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年6月分結果速報」によると、パートタイム労働者の時給は平均1,338円で、前年同月比4.9%増となっています。(※ マイナビキャリアサポートによると2024年4月の全国平均は1,230円、東海地区は1,177円になっています。3,001円以上は除外して調査しています。各社の調査方法によってかなり違いがあります。)

各企業においては、今一度自社の賃金の確認を行きましょう。なお、給与制度や給与規程等を変更するには手続き・届出が必要になります。ご検討の際には、弊所にご相談ください。

【厚生労働省「最低賃金に関する特設サイト」】 <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

☆☆☆フォルテ労務より☆☆☆

今年の夏は、よくテレビを観ました。パリオリンピック、夏の高校野球、その他ドキュメンタリーなど、ついつい夜更かしをしてしまうことも多々ありました。オリンピックの日本選手の活躍ぶりは勇気を与えてくれました。また、今年は掛川西高校甲子園出場で盛り上がりました。さらに今月28日からはパラリンピックも開催されます。この近くからも女子自転車選手で杉浦選手が出場しますので、応援したいと思います。

【下2枚風景：8月13日撮影 竜洋海洋公園オートキャンプ場】

【右縦1枚：最近読んだ本、白い夏の墓標】

